

令和2年度第1回山梨県情報公開審査会概要

1 日時 令和2年6月4日（木） ～ 令和2年6月17日（水）

2 場所 新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催

3 出席者

（委員） 芦沢幸彦、大島わかな、東條正人、平井貴美代、三好規正（敬称略・50音順）
（事務局・行政経営管理課）

4 会議に付した議題等

- (1) 令和元年度山梨県情報公開条例の施行状況について（報告）
- (2) 山梨県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則の概要について（報告）

5 議題等の概要

(1) 令和元年度山梨県情報公開条例の施行状況について（報告）

- 「令和元年度山梨県情報公開条例の施行状況について」により報告。

(2) 山梨県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則の概要について（報告）

- 「山梨県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則の概要」及び「新旧対照表」により報告。

平井委員から意見・質問が書面にて提出された。

- ・ 令和元年度山梨県情報公開条例の施行状況について、適切に実施されていることを確認しました。
- ・ 山梨県情報公開条例施行規則改正について、すでに施行されているとのことですが、ご参考までに質問をさせていただきます。

別表第一の「一、文書又は図画」の、ロについて、スキャナによって文書・図画を読み取ってディスクに複製したものの交付を、一枚につき七十円としていますが、これは「ディスク一枚につき」七十円と解してよろしいでしょうか。

前項のイが「用紙一枚につき十円」となっていますので、「用紙一枚につき」ともとれますし、「一文書を複製したディスク一枚につき」ともとれます。あるいは、関連する複数の文書すべてをディスク一枚に複製してもらえるとということも意味しているのでしょうか。

私は歴史研究をしておりますので、行政文書の複製費について、つつい気になって

しまいます（歴史的・学術的文書は条例の対象外のようなのですが）。判断に迷うのは私だけかもしれませんが、念のため注釈等があると望ましいようにも思いました。

（事務局回答）

スキャナによって文書・図画を読み取ってディスクに複写したものの交付は、「ディスク一枚につき」七十円ということの意味しております。

情報公開条例第19条において、開示の実施を受ける者は、実費の範囲内において知事が定める額を負担することとしているため、複数の文書であってもディスク一枚に収めることができる限り、ディスク一枚分の料金を負担していただいております。

注釈等については、次回改正時の参考にさせていただきます。